

(2026 年2月 24 日発表)

3月1日から林野火災警報等の運用を開始

【趣旨】

2025 年 2 月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け、静岡市消防局管内(静岡市・島田市・牧之原市・吉田町・川根本町)において、一定の気象条件を満たす場合に林野火災警報または林野火災注意報を発令します。発令中は山林における火の使用を制限することで、市内の林野における火災リスクの低減を図ります。

【林野火災注意報・林野火災警報について】

・林野火災注意報

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際に、林野周辺の区域において住民等に火の使用制限の努力義務を課す林野火災注意報を発令します。

以下のいずれかの条件に該当する場合に発令します。

：前 3 日間の合計降水量が合計 1mm 以下で、かつ前 30 日間の合計降水量が合計 30mm 以下

：前 3 日間の合計降水量が合計 1mm 以下で、かつ乾燥注意報が発表

(当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には発令しない。)

・林野火災警報

林野火災の予防上危険な気象状況になった際に、林野周辺の区域において住民等に火の使用制限の義務を課す林野火災警報を発令します。

林野火災注意報の発令条件に加え、強風注意報が発表されている場合に発令します。

【発令区域】

・静岡地域森林計画書で定める管内の森林

・国有林の地域別森林計画で定める管内の国有林

【市民への周知方法】

警報または注意報を発令した際は、次の方法で市民の皆さんにお知らせします。

市公式ウェブサイト、市公式 SNS、同報無線、防災メールなど

【火の使用制限について】

発令期間中は次のとおり、山林での火の使用が制限されます。

・火入れを行わないこと、花火などの煙火を使用しないこと、火遊びやたき火を行わないこと、喫煙をしないこと。

消防局では以下のことを実施します。

・発令と同時に、市民に注意喚起を行い、必要な行動を即時に促します。

・各消防署が巡回をし、不適切な火の使用を確認した場合には指導を行います。

【問い合わせ先】

消防局消防部予防課(駿河消防署庁舎5階) 担当者:大村、西井戸 電話:054-280-0190